

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 ファッションセンターしまむら鳥坂店
- (2) 届出日 平成21年9月18日
- (3) 届出内容 法第5条第1項に基づく新設届

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

なお、住民等から提出された意見に基づき、次のとおり審査を行った。

(提出された意見)

右折入庫の抑制対策が不十分であると思われる。迂回路の案内看板の位置、仕様等を具体的に示してください。また、その誘導に従わない車両の対応として店舗前面道路（県道静岡清水線）中央線上にポールを設置するか、交通整理員を配置して右折入庫を抑制していただきたい。

届出計画及び大店立地法第14条に基づく報告によると、来退店経路は左折入庫となるように設定されており、来退店経路をチラシに掲載することで、来客者に経路の周知を図っている。また、繁忙期に配置する交通整理員や出入口に右折入庫の抑制を促す表示を行うことにより、来退店経路に従わない車両に対し、右折入庫を抑制するための対策を講じている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされるため、大店立地法に基づく市の意見はない。

(提出された意見)

店舗前面道路（県道静岡清水線）の歩道は登下校の生徒が多く利用するため、オープンセール等の繁忙期以外にも、下校時等に合わせ交通整理員を配置し、自転車・歩行者の安全を確保していただきたい。

届出計画及び大店立地法第14条に基づく報告によると、出入口の安全確保対策として、出入口には見通しを妨げる構造物や高木等を設けないことで入庫車両の視距を確保しており、出口には停止線を設けることで退店車両を停止させ、自転車・歩行者の安全を確保している。また、繁忙期に配置する交通整理員により交通の円滑化を図るとともに、店舗開店後に下校の状況を見て、店内放送により来店客に対し注意喚起を促す対策を講じている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされるため、大店立地法に基づく市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

なお、住民等から提出された意見に基づき、次のとおり審査を行った。

(提出された意見)

夜間等、店舗建物により死角となる店舗北側の隣接住居への侵入を防ぐための対策として、建物周りに防犯カメラの設置をお願いしたい。

届出計画及び大店立地法第 14 条に基づく報告によると、防犯対策として、店内外に防犯カメラを設置することで死角を排除するほか、営業時間外は出入口をチェーンにより施錠することで不審者の侵入防止対策を講じている。また、店舗北側にはフェンスを設置し、扉に施錠することで不審者の侵入防止対策を講じている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされるため、大店立地法に基づく市の意見はない。